

令和 3 年度国家公安委員会及び警察庁における政策評価実施計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第 7 条第 1 項の規定、「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）及び「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」（平成30年 8 月国家公安委員会・警察庁決定。以下「基本計画」という。）に基づき、令和 3 年度の実施計画を下記のとおり定める。

記

1 計画期間

この計画の計画期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。

2 事後評価

(1) 実績評価方式による評価等

基本計画第 6 の 3 (1) アで定める政策の体系は別添 1 のとおりとし、基本目標 3 業績目標 2、基本目標 4 業績目標 1、2 及び 3、基本目標 6 業績目標 1 並びに基本目標 7 業績目標 1 について令和 2 年度を評価期間とする評価書を作成する。

なお、別添 1 のうち評価を実施しないものについては、モニタリング（「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）に定める実績の測定をいう。以下同じ。）を実施することとするが、モニタリングの結果等により評価の必要があると認められる場合には、この限りでない。

(2) 事業評価方式による評価

令和 3 年度においては、別添 2 の規制について、令和 2 年度までを評価期間とする評価書を作成する。

3 事前評価

新規に開始しようとする政策のうち、国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、租税特別措置等、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きいものについて、随時必要に応じて実施する。

政策の体系

基本目標 1 市民生活の安全と平穏の確保

- 業績目標 1 総合的な犯罪抑止対策の推進
- 業績目標 2 地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化
- 業績目標 3 悪質商法等の防止及び環境破壊等の防止

基本目標 2 犯罪捜査の的確な推進

- 業績目標 1 重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上
- 業績目標 2 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化
- 業績目標 3 捜査への科学技術の活用
- 業績目標 4 被疑者取調べの適正化

基本目標 3 組織犯罪対策の強化

- 業績目標 1 暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化
- 業績目標 2 オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化
- 業績目標 3 国際組織犯罪対策の強化

基本目標 4 安全かつ快適な交通の確保

- 業績目標 1 歩行者・自転車利用者の安全確保
- 業績目標 2 運転者対策の推進
- 業績目標 3 道路交通環境の整備

基本目標 5 国の公安の維持

- 業績目標 1 重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処
- 業績目標 2 災害への的確な対処
- 業績目標 3 対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処

基本目標 6 犯罪被害者等の支援の充実

- 業績目標 1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実

基本目標 7 安心できるIT社会の実現

- 業績目標 1 サイバーセキュリティの確保とサイバー犯罪・サイバー攻撃の抑止

※ 下線は令和3年度に評価を実施する施策

令和3年度事業評価方式による評価項目

- 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成26年法律第131号）により新設された規制
 - ・ 年少射撃資格者の年齢要件の緩和
 - ・ 練習射撃場制度の拡充
 - ・ 災害による猟銃の亡失者等に係る技能検定等の免除

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）により新設された規制
 - ・ 特定遊興飲食店営業に係る許可制の新設
 - ・ ダンスホール等に係る規制の廃止

- 道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）により新設された規制
 - ・ 臨時認知機能検査及び臨時高齢者講習の導入
 - ・ 臨時適性検査の対象拡大等
 - ・ 準中型自動車免許の新設
 - ・ 準中型自動車免許に係る再試験制度等の導入
 - ・ 運転免許の仮停止の対象の拡大

- 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成27年政令第338号）により新設された規制
 - ・ 特定事業者が取引時確認を行わなければならない取引の追加
 - ・ 外国PEPsとの取引等の際の厳格な顧客管理の実施についての規定の整備